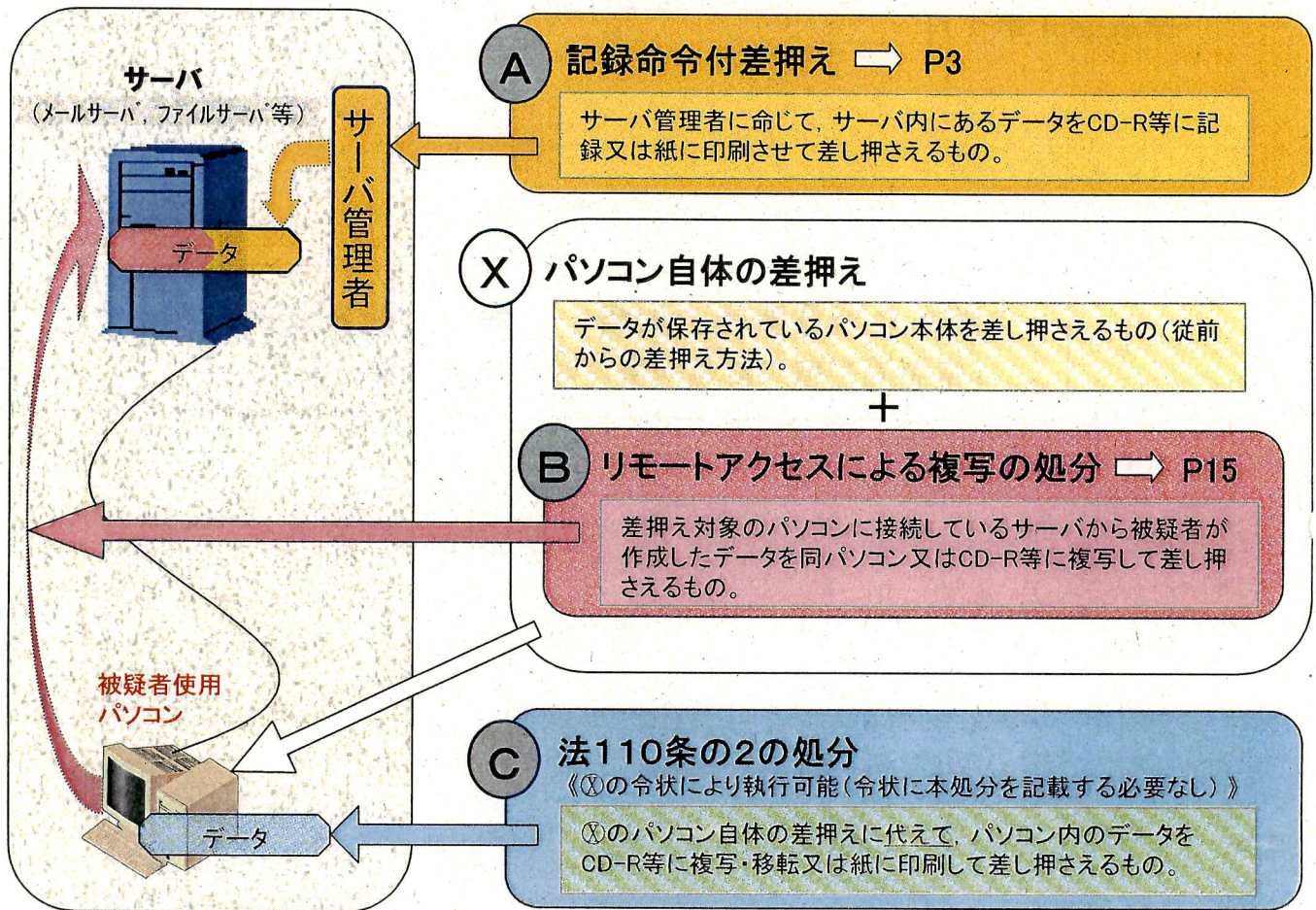


平成24年4月

新たな令状事務の取扱いに関する執務資料
(電磁的記録の証拠収集方法の整備に伴うもの)

最高裁判所事務総局刑事局

新たな証拠収集方法のイメージ



④の令状

記録命令付差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	この欄には、記録命令の対象とする電磁的記録(本図ではサーバ内のデータ)を記載する。
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	この欄には、電磁的記録の保管者等(本図ではサーバ管理者)を記載する。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	裁判所 裁判官
請求者の官公職氏名	

ⓧの令状

⑤の処分

搜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年月日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。	
搜索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
差し押さえるべき電子 計算機に電気通信回 線で接続している記 録媒体であって、そ の電磁的記録を複写 すべきものの範囲	この欄には、リモートアクセスによる 複写処分の対象とする記録媒体の 範囲(本図ではサーバのうち、被疑 者が作成したデータを保存している 記録領域)を記載する。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	裁判所 裁判官
請求者の官公職氏名	

目 次

I はじめに.....	1
-------------	---

II 記録命令付差押え

1 総論.....	3
令状処理の流れ(図).....	4
2 令状の請求.....	5
3 立件.....	6
4 令状審査.....	7
5 令状の作成・点検・発付.....	9
【記載例】「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」	
・ 電子メールの通信履歴等の場合.....	11
・ Webサイトの更新履歴の場合.....	12
・ 電話の通話履歴の場合、その他.....	13
【記載例】「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」.....	14

III 電子計算機の差押えにおける電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分

(リモートアクセスによる複写の処分)

1 総論.....	15
令状処理の流れ(図).....	16
2 令状の請求.....	17
3 立件.....	18
4 令状審査.....	19
5 令状の作成・点検・発付.....	25
【記載例】「電磁的記録を複写すべきものの範囲」	
・ 電子メール(Webメールによるもの)の場合.....	27
・ リモートストレージサービスの場合.....	28
・ LAN接続の場合.....	29

IV その他

準抗告の可否について.....	30
-----------------	----

V 参考資料

- 1 令状様式(参考)
 - (1) 記録命令付差押許可状
 - (2) 差押許可状(リモートアクセスによる複写の処分を含むもの)
 - (3) 搜索差押許可状(リモートアクセスによる複写の処分を含むもの)
- 2 用語集

I はじめに

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）により、刑事訴訟法が改正され、前掲の「新たな証拠収集方法のイメージ」に記載のとおり、新たな電磁的記録の証拠収集方法として、

④ 記録命令付差押え

⑤ 電子計算機の差押えにおける電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分（リモートアクセスによる複写の処分）

⑥ 記録媒体の差押えにおける電磁的記録の複写、印刷、移転の処分（法110条の2による処分）

が整備されることとなった。

これらのうち、④及び⑤については、実務において、捜査機関が裁判官から令状（許可状）を得て行うことが多いといえる。そこで、捜査機関からこのような令状請求があった場合の参考としていただくため、令状審査にあたって留意すべき事項や令状の記載例を説明するとともに、令状参考様式や用語集といった参考資料を掲載した執務資料を作成したものである。

他方、⑥については、差押えを行う者が現場において裁量で選択し得るものであり、令状審査の場面で考慮するものではないことから、本執務資料においては、基本的に言及していない。

なお、本執務資料に記載した内容は、資料作成に当たった担当者の個人的な見解が含まれており、また、可能な限りの情報を提供することを目的としたことから、法務省作成の法解説資料から多くの記述を引用している。そのため、各記載内容が今後の令状実務において変わっていくことが十分あり得ることを御理解いただきたい。また、各種記載例は、法解説や法制審議会で示されたものを参考にして、一般的な例を示したに過ぎず、個別の事案に応じて記載事項を変えていく必要があることも御承知いただきたい。

凡例及び参考文献

1 主な法令の略語

[略語]	[正式名]
法	刑事訴訟法
規	刑事訴訟規則

2 参考とした文献及び引用した文献の略語（〔 〕内は略語）

- ・ 法務省刑事局「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の解説」（平成24年3月付け検察資料282）〔法解説〕
- ・ 裁判所職員総合研修所監修「令状事務（再訂補訂版）」〔令状事務〕

3 引用した判例の略記の例

- ・ 最決昭44.3.18刑集23・3・153
最高裁判所第三小法廷昭和44年3月18日決定,
最高裁判所刑事判例集23巻3号153頁所収

Ⅱ 記録命令付差押え

1 総論

記録命令付差押え（法99の2，218 I）とは，電磁的記録の保管者等をして，必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷させた上で，その記録媒体を差し押さえるという強制処分であり，新たに刑事訴訟法上の押収の一つとして加わったものである。

例えば，捜査機関が，裁判官の令状を得て，通信事業者がメールサーバ内に保管している特定の電子メールアドレスの通信履歴について，通信事業者に命じてC D－R等に記録させ又は紙に印刷させ，これを差し押さえることが想定される。

これまでも，例えば，捜査機関が電話会社に依頼して特定の電話の通話履歴を印刷してもらった上で，裁判官の令状を得て差し押さえることもあった。記録命令付差押えは，電磁的記録の保管者等に対し，従前は任意の協力によっていた電磁的記録の記録又は印刷を，義務として行わせることとしたものである。これにより，通信事業者等にとっては，裁判官の発する令状があることから，従前よりも協力しやすくなったといえよう。

なお，電磁的記録の保管者等が記録命令に従わない場合の罰則は規定されておらず，実際に従わなければ証拠収集の目的を達することはできないことから，協力的な者に対して行うことを想定している。

記録命令付差押えにおいては，どの電磁的記録の保管者等に対してどのような電磁的記録を記録又は印刷させるかが重要であり，裁判官が発付する令状や捜査機関による令状の請求書には，「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」（法107 I，219 I，規155 I ①）が記載される。

以下，捜査機関の請求に対する令状審査について，その留意点を説明する。

令状処理の流れ (記録命令付差押え)

請求

請求書の形式的事項等の確認 P5

○ 請求書の形式的記載事項(規155 I)の確認
(☐ が固有の記載事項(規155 I ①))

○ 疎明資料の確認

立件

立件・令状請求事件簿への登載 P6

○ 請求書への受付日付の表示

○ 令状請求事件簿への登載

○ 請求書への事件の符号及び番号の記載等

審査

裁判官の審査

P7

○ 令状の要件の審査

発付

令状作成・点検・発付

P9

○ 令状記載事項の審査
(☐ が固有の記載事項(法219 I))

○ 裁判官の押印・契印・庁印の確認

○ 令状請求事件簿への結果記載

○ 令状交付及び請求書等返還
(事件簿に令状受領者の受領印を受ける。)

(令状が執行されなかった場合)

返還

返還令状の受領

○ 返還令状への受付日付印の表示

○ 令状請求事件簿への返還日等の記入
(各庁の取り決めに従い記載する。)

【令状請求書イメージ】

記録命令付差押許可状請求書	
裁判所 裁判官 殿	年 月 日 受付印 印
警察署 司法警察員	
下記被疑者に対する 記録命令付差押許可状の発付を請求する。	
記	
1 被疑者の氏名	年 月 日生 (歳)
2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
6 犯罪事実の要旨	

【令状請求事件簿】

	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
(省略)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	発付		

【令状イメージ】

記録命令付差押許可状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷さ せるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができ ない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこ れを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

2 令状の請求

(1) 令状請求書

記録命令付差押許可状の請求書には、以下のとおり、刑訴規則に定められた事項を記載しなければならない。

記録命令付差押許可状請求書	
年 月 日	
裁判所 裁判官 殿	
警察署 司法警察員	← 規155 I ②
下記被疑者に対する 記録命令付差押許可状の発付を請求する。	← 規155 I ④
被疑事件につき、	
記	
1 被疑者の氏名	← 規155 I ③
年 月 日生 (歳)	
2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	← 規155 I ① (追加)
3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	← 規155 I ① (追加)
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	← 規155 I ⑤
5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	← 規155 I ⑦
6 犯罪事実の要旨	← 規155 I ④

記録命令付差押許可状請求書の固有の記載事項は、以下の2点であり、そのほかは差押え、搜索、検証の場合と同じである。

- ・ 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録¹ (P 1 1 ~ P 1 3 参照)
- ・ 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者 (P 1 4 参照)

(2) 疎明資料

¹ 記録命令付差押えの対象となるのは、令状を執行して被処分者が記録をするときまでに存在する電磁的記録である。そのため、通信傍受のように、令状執行後に一定の期間にわたって記録されることとなる電磁的記録を広く対象として継続的に記録することを命じることはできないと考えられる。なお、通常の差押えの場合と同様に、令状発付後その執行までの間に新たに存在するに至った電磁的記録は対象となり得る（法解説126, 128）。もっとも、後記記載例のように、令状発付前の特定の期間を区切る場合には、かかる電磁的記録は対象とならない。

「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」（規156 I）のほか、令状請求書記載事項の特定に必要な資料が提供されることとなる。

3 立件

記録命令付差押許可状請求書は、簡裁は（る）、地裁は（む）の符号で立件する。

なお、令状請求事件簿に記載する「令状種別」については、他の令状と同様に各庁において略語（「記差」等）を取り決めるなどして記載することとなろう。

4 令状審査

(1) 記録命令付差押えの要件について

記録命令付差押えの場合も、通常の差押え、搜索、検証の場合と同様に、犯罪の嫌疑や関連性が要求されるほか、「犯罪の捜査をするについて必要がある」ことが要件とされている（法218 I）。

記録命令付差押えは、電磁的記録を保管するサーバ自体を差し押さえる場合に比べれば、被処分者の利益侵害の程度は低いが、被処分者にとっては相応の作業が必要となるから、捜査の必要性に比して過重な負担とならないように配慮すべきであろう。また、目的とする電磁的記録が被疑者以外の関係者に関わる場合や、被疑者に関係するものでも犯罪事実と無関係なものが含まれる場合があることから、これらの者の不利益の程度も考えて判断する必要がある²。

(2) 令状請求書記載事項の審査

ア 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

- ・ 電子メールの通信履歴等の場合（P 11 参照）
- ・ Webサイトの更新履歴の場合（P 12 参照）
- ・ 電話の通信履歴の場合、その他（P 13 参照）

令状請求書に記載された「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」が捜査に「必要な電磁的記録」（法218 I，99の2）であるかを審査する。犯罪事実と無関係な範囲に広がらないように留意する。通常は、記載例のように、特定の種類の電磁的記録について期間を区切った形で記載されることになる。

なお、「記録させ」とは、電磁的記録を記録媒体に複写させることのほかに、複数の記録媒体に記録された電磁的記録を用いて被処分者に必要な電磁的記録を作成させて、これを記録媒体に記録させることをも含んでいる。

² 最決昭44.3.18刑集23・3・153は、「差押物が証拠物または没収すべき物と思料されるものである場合においては、差押の必要性が認められることが多いであろう。しかし、差押物が右のようなものである場合であっても、犯罪の態様、軽重、差押物の証拠としての価値、重要性、差押物が隠滅毀損されるおそれの有無、差押によって受ける被差押者の不利益の程度その他諸般の事情に照らし明らかに差押の必要がないと認められるときにまで、差押を是認しなければならない理由はない。」と判示している。

イ 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者（P 14 参照）

令状請求書に記載された「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」が「電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者」（法218 I，99の2）であるかを審査する。

例えば、通信事業者に対して行う場合、電磁的記録が記録されているサーバの管理者の地位にある幹部職員（役員）等が「電磁的記録を保管する者」（①）となり、サーバの管理者の地位にはないが、システム端末からサーバ内の電磁的記録にアクセスして利用する権限を有する職員（支店長等）等が「その他電磁的記録を利用する権限を有する者」（②）となり得る。

令状請求に当たっては、①又は②に当たる者の中から、記録命令付差押えの被処分者となる者を選定し、この者を「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」として請求書に記載することになる。記録命令付差押えは協力的な者に対して行うことを想定しているため、通常は、その令状を請求するに当たり、事前に捜査機関が先方と打合せをし、その中で調整されると思われる。

(3) 令状審査におけるその他の留意点（電磁的記録の保管場所について）

記録命令付差押えは、被処分者が保管し、又は利用する権限を有する電磁的記録自体を証拠収集の目的とするものであり、令状審査において当該電磁的記録がどの記録媒体に保管されているかを審査する必要はない（当該記録媒体を令状で特定する必要もない。）。

なお、記録命令付差押えが、日本に所在する者に対して行われ、その者が電磁的記録を保管する権限を有している限り、当該電磁的記録が他国に所在するサーバなどの記録媒体に記録されている場合であっても、記録行為自体は、その命令を受けた者によって行われるのであり、捜査機関が行うものではないから、他国の主権を侵すものとはならないと考えられる（法解説125）。

5 令状の作成・点検・発付

(1) 令状の記載事項

記録命令付差押許可状には、以下のとおり、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則に定められた事項を記載しなければならない。

記録命令付差押許可状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日生
被疑者に対する について、下記の通り記録命令付差押えをすることを許可する。	被疑事件
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	

記録命令付差押許可状の固有の記載事項は、以下の2点であり、そのほかは差押え、搜索、検証の場合と同じである

- ・ 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録（記載例P 1 1～P 1 3）
- ・ 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者（記載例P 1 4）

なお、日出前、日没後に記録命令付差押えをする場合は、夜間でも執行することができる旨を記載する³（法222Ⅲ，116Ⅰ）。

(2) 令状の点検・発付

³ 記録命令付差押えは、電磁的記録の保管者等に対する「記録命令」と電磁的記録が記録された記録媒体の「差押え」の2段階に分かれている。「差押え」が「記録命令」から数日後の予定であり、特に夜間に差し押さえる必要もない場合は、「記録命令」のみに夜間執行を許可することもできるであろう。この場合、夜間執行許可の旨を令状に記載する文言としては、「この令状のうち記録命令については、日出前又は日没後でも執行することができる。」が考えられる。

令状に記載された事項の点検，裁判官の押印・契印・庁印の確認を行った後，
令状請求事件簿に結果等を記載し，請求者に令状を交付する（要受領印）。

【記載例】「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」 1/3

【電子メールの通信履歴等の場合】

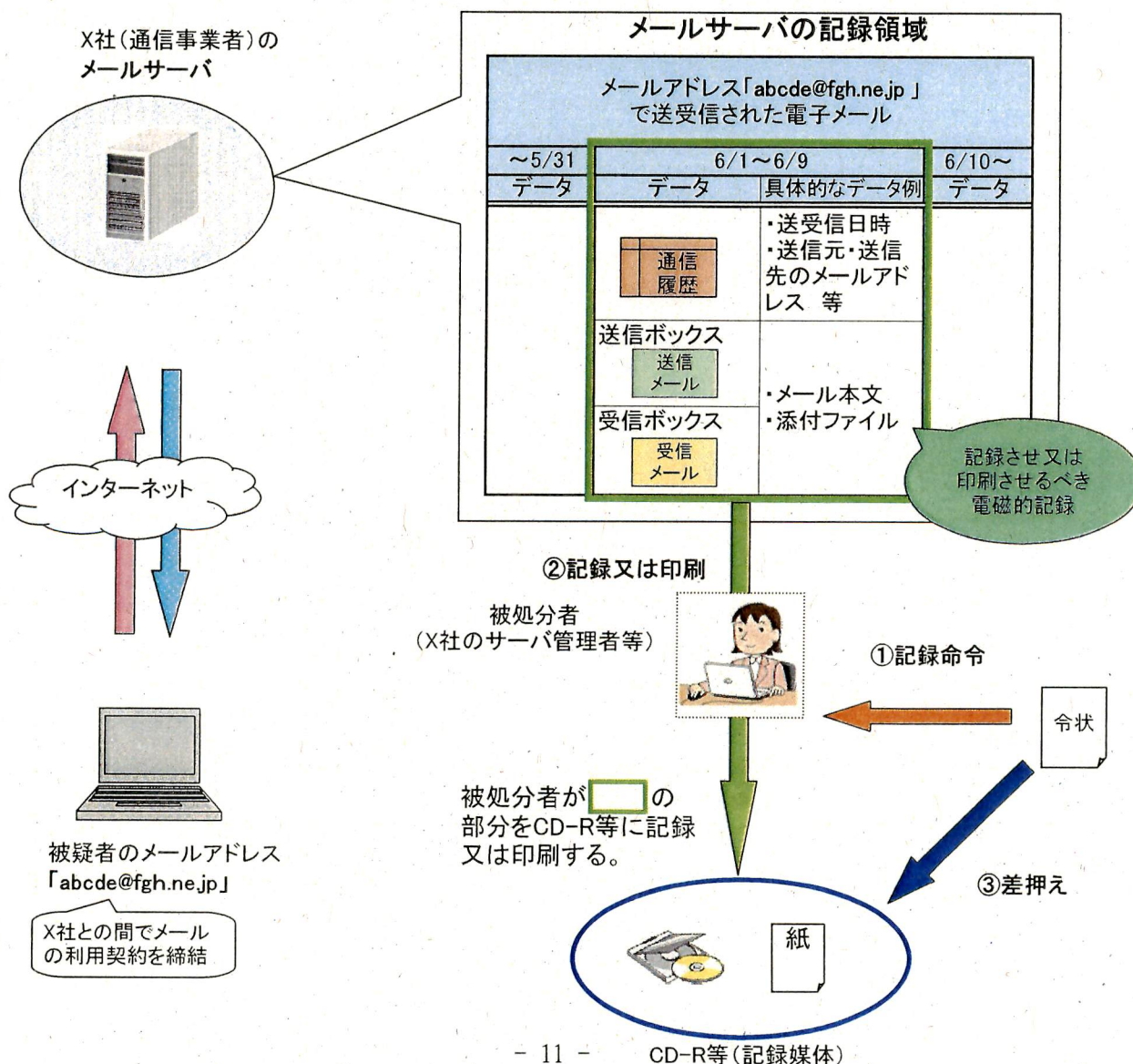
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

平成23年6月1日から同月9日までの間にメールアドレス「abcde@fgh.ne.jp」によって送受信された電子メールの通信履歴(送受信の日時, 送信元・送信先のメールアドレス), メール本文及び添付ファイル

例えば, 覚せい剤取締法違反被疑事件において, 覚せい剤の売買に関する被疑者の送受信メールの通信履歴やメール本文等をメールサーバから収集しようとするもの

※上記記載例の補足

・メールソフト又はWebメールを利用する電子メールの場合を想定している。
・Webメールの場合は, 通常, サーバ内の送受信ボックスにメール本文及び添付ファイルが保存されている。他方, メールソフトを利用する場合は, これらがサーバ内の送受信ボックスに保存されていないことも多いため, そのような場合には, 通信履歴のみを対象とした記載になることが予想される(通常は, 捜査機関が通信事業者がこの点を確認した上で令状請求をすると思われる。)



【記載例】「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」 2/3

【Webサイトの更新履歴の場合】

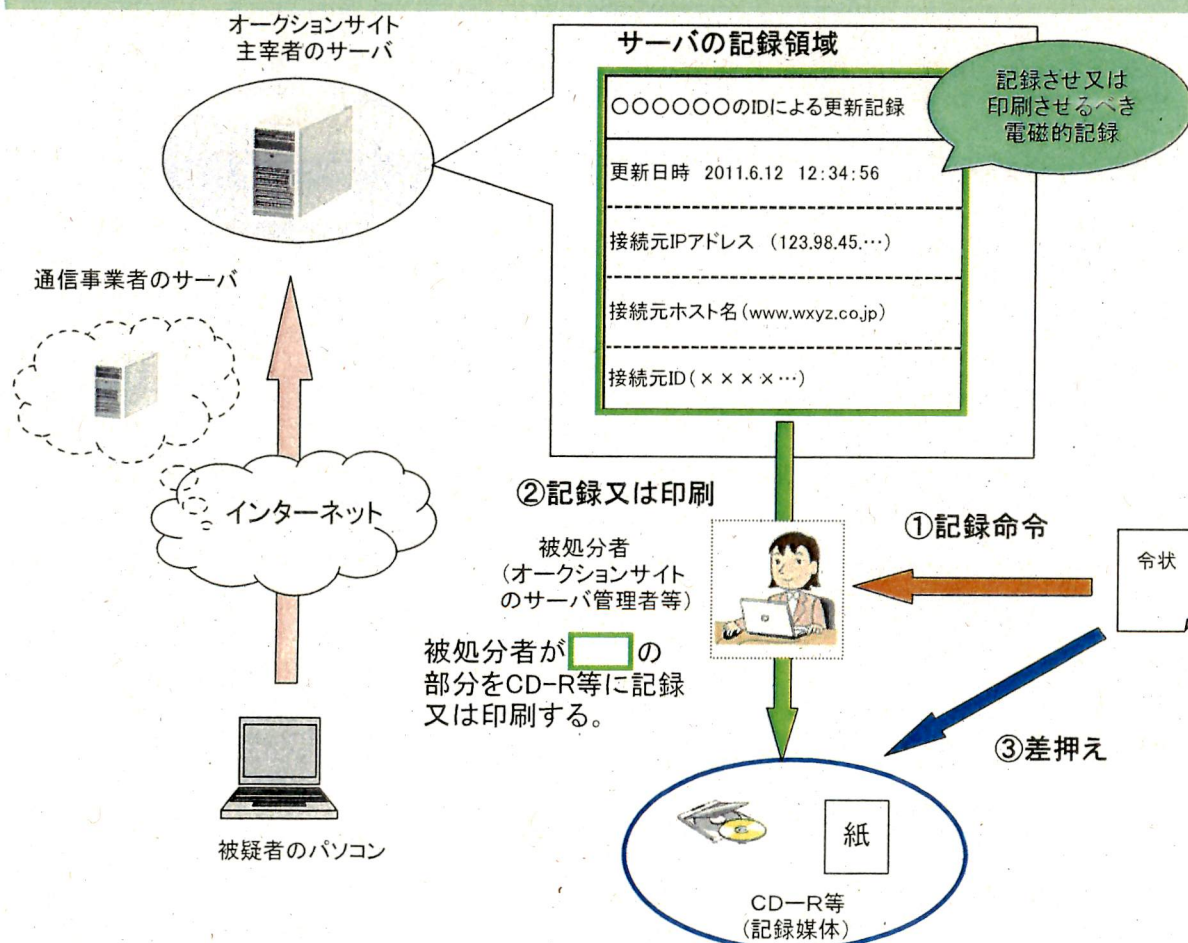
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

平成23年6月12日午前8時30分から同日午後5時30分までの間に、〇〇〇〇〇〇のIDによってhttp://www.abcdefgのオークションサイトに接続した際の更新記録(更新日時, 接続元IPアドレス, 接続元ホスト名, 接続元ID)

例えば、被疑者がパソコンを使ってオークションサイトに接続し、他人のIDを利用して虚偽の出品情報を掲示し、落札者から代金を詐取した詐欺被疑事件において、被疑者が同サイトのサーバに接続した際の更新履歴から、その接続の際に経由した通信事業者(のサーバ)及びその通信事業者が付与した接続元IDを特定しようとするものである。

※上記記載の補足説明

・一般的に個人のパソコンからオークションサイト(のサーバ)に接続する場合には、通信事業者のサーバを経由することになる。接続元IPアドレス及び接続元ホスト名の特定により、通信事業者のサーバが特定され得る。
・通信事業者とインターネット接続サービスを締結した際には、サービス利用者に接続IDが付与される。「接続元ID」の特定により、通信事業者のサーバに接続したサービス利用者の特定が可能となり得る。



【記載例】「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」 3/3

【電話の通話履歴の場合】

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	平成23年6月1日から同月27日までの間における電話番号090-〇〇〇-〇〇〇〇番の携帯電話の通話履歴(通話日時, 通話先)
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	契約者Aの平成23年6月12日から同月27日までの間の固定電話の通話履歴(通話日時, 通話時間及び通話先)

【その他】

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	〇〇の時間帯に△△店舗で電子マネー又はポイントカードを使用して商品を購入した者の購入時間及び電子マネー番号又はポイントカード番号に係る電磁的記録
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	〇〇の時間帯に△△ビルにICカードを利用して出入りした者の出入時間及びICカード番号に係る電磁的記録

【記載例】「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」

電磁的記録を記録させ
又は印刷させるべき者

東京都新宿区〇〇△丁目〇ー〇
株式会社□□□□新宿支店
支店長 〇〇〇〇

電磁的記録を記録させ
又は印刷させるべき者

東京都文京区〇〇△丁目〇ー〇
□□□□大学
総務課長 〇〇〇〇

- ・ 上記の記載例は、企業の支店長や学校の職員を被処分者として記録命令付差押えを行う場合のもの。
- ・ 被処分者の氏名に加え、企業等の名称・所在地及び被処分者の肩書も記載して特定しているものである。

企業等の複数の者（例えば、支店長と支店長代理）を択一的に記載することも考えられる。

法人自体も「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」となり得るとされている（法解説127）ところ、この場合、令状上の特定として、法人の名称・所在地や代表者名（例：代表取締役〇〇〇〇）を記載することが考えられる。

Ⅲ 電子計算機の差押えにおける電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分（リモートアクセスによる複写の処分）

1 総論

リモートアクセスによる複写の処分（法99Ⅱ，218Ⅱ）は，電子計算機に対する差押えを行う場合に付加的に認められる処分であり，当該処分を伴う差押えは，その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を，当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものである。

例えば，捜査機関が，裁判官の令状を得て，被疑者が勤務先企業で使用するパソコンを差し押さえる場合に，そのパソコンとLANで接続されている社内共有ファイルサーバに保存されている被疑者作成の電子データについて，パソコンを操作して，パソコン又はCD-R等に複写して差し押さえることが想定される。

この処分は，差押えの範囲を実質的に電子計算機と一体的に利用されている記録媒体にまで拡大するものであり，これにより，その記録媒体を特定して差し押さえなくても必要な電磁的記録を証拠収集することができることとなる。

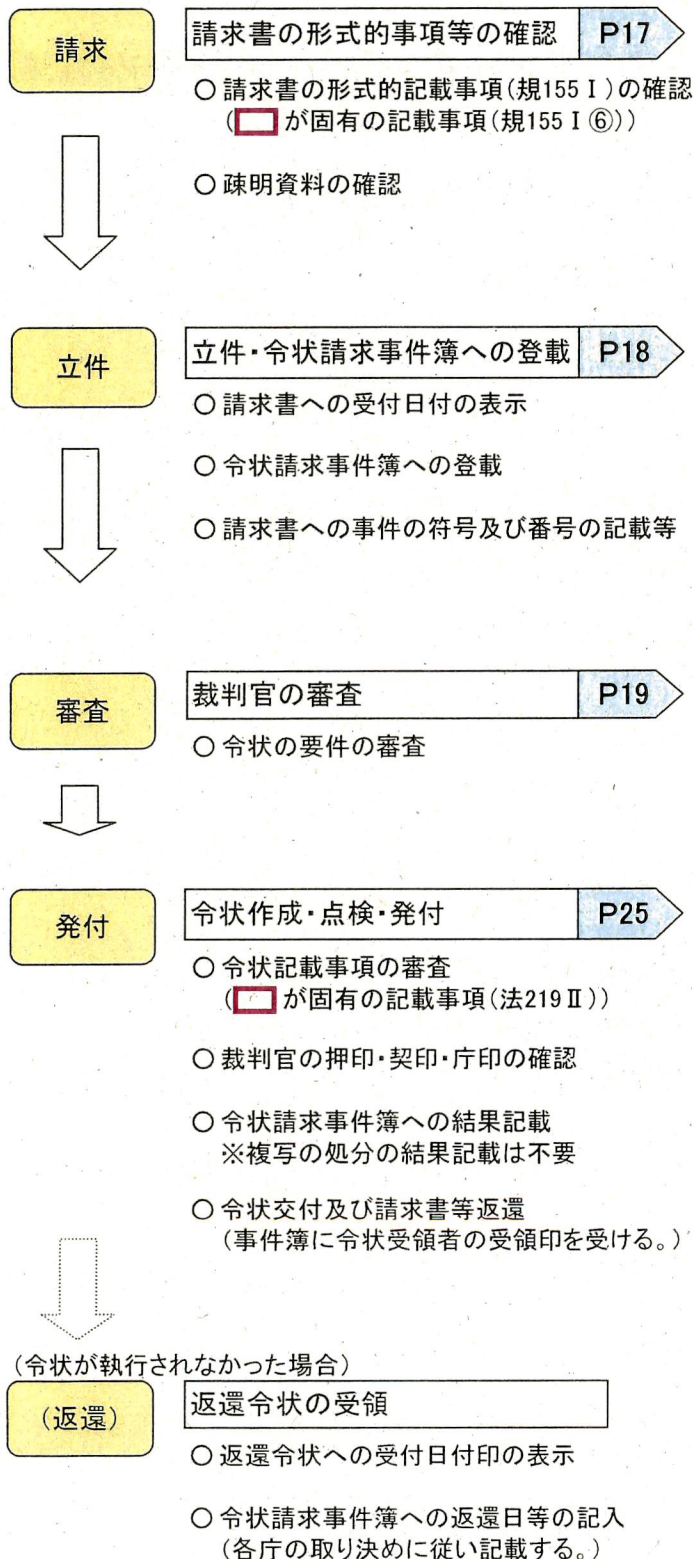
ただし，刑訴法は，複写の処分ができる記録媒体の範囲について，電子計算機に接続しているすべての記録媒体を対象とせず，電子計算機で実際に作成・変更をした電磁的記録や電子計算機で変更・消去する権限が認められている電磁的記録を保管するために使用されている蓋然性のある記録媒体に制限していることから，司法審査で複写可能な範囲を特定して制御することが重要である。

そこで，裁判官が発付する令状や捜査機関による令状の請求書には，通常の差押許可状の場合に必要な記載事項のほかに，「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって，その電磁的記録を複写すべきものの範囲」（法107Ⅱ，219Ⅱ，規155Ⅰ⑥）が追加して記載される。

以下，捜査機関の請求に対する令状審査について，その留意点を説明する（通常の差押えと重複する点については省略する）。

令状処理の流れ

(電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分(リモートアクセスによる複写の処分)を伴う差押え)



【令状請求書イメージ】

差押
検索
検証

許可状請求書

年 月 日

裁判所
裁判官 殿

警察署
司法警察員

受付印

印

被疑事件につき、

下記被疑者に対する
許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生 (歳)

2 差し押さえるべき物

3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

【令状請求事件簿】

	被疑者等	令状 種別	裁判官	結果	受領印	備考
(省略)	○○○○	○○	○○	発付		

【令状イメージ】

捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

年 月 日生

被疑者に対する
について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。

被疑事件

搜 索 す べ き 場 所、
身 体 又 は 物

差 し 押 さ え る べ き 物

差し押さえるべき電子
計算機に電気通信回
線で接続している記
録媒体であつて、そ
の電磁的記録を複写
すべきものの範囲

有 効 期 間

平成 年 月 日まで

有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所
裁 判 官

請求者の官公職氏名

2 令状の請求

(1) 令状請求書

令状請求書には、電子計算機の差押（搜索差押）許可状を請求する場合に必要な記載事項のほかに、リモートアクセスによる複写の処分を求めるための記載事項として、

「差し押さえるべき電子計算機⁴に電気通信回線で接続している記録媒体⁵であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」
を記載しなければならない。

差 押 搜 索 検 証		許可状請求書	年 月 日
裁判所 裁判官 殿	警察署 司法警察員		
下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。		被疑事件につき、	
記			
1 被疑者の氏名	年 月 日生（ 歳）		
2 差し押さえるべき物			
3 搜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物			
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由			
5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲			
6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由			
7 犯罪事実の要旨			

規155 I ⑥（新設）

「複写すべきものの範囲」としては、主に、電子メールサーバの記録領域、リ

⁴ 「電子計算機」の意義は、基本的に刑法上のものと同様であり、自動的に計算やデータ処理を行う電子装置のことをいう。パソコン等のほか、このような機能を有するものであれば、携帯電話もこれに当たる（法解説158）。

⁵ 「電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体」とは、電気通信（有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること）を行うために設定される回線設備と結合し、電子計算機からの電気通信が可能な状態に構成されている記録媒体をいう。常時接続している状態である必要はなく、必要な都度接続してインターネットを利用している場合もこれに当たる（法解説159）。

リモートストレージ（オンラインストレージ）サーバの記録領域，LANで接続されたファイルサーバの記録領域の場合が考えられる（P27～P29参照）。

なお，「複写すべきものの範囲」とは，証拠収集の目的たる電磁的記録自体の範囲ではなく，その電磁的記録が保管されている記録媒体の範囲（記録領域）である（「複写すべきものの範囲」の理解に当たっては，P27～P29の図を参照されたい。）。捜査機関は，差押えの現場において，この範囲に保管されている電磁的記録のうち，犯罪事実と関連性のあるものを複写することとなる⁶（法解説162）。

(2) 疎明資料

「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」（規156 I）のほか，複写すべきものの範囲等の令状請求書記載事項の特定に必要な資料が提供されることとなる。

3 立件

リモートアクセスによる複写の処分を求める場合でも，差押許可状請求であることに変わりはないので，通常の差押許可状請求書（差し押さえるべき物の搜索を必要とする場合は，搜索差押許可状請求書）として立件する。

なお，令状請求事件簿の記載に当たり，リモートアクセスによる複写の処分を伴う差押（搜索差押）許可状請求書であることを事件簿上に明示する必要はない。

⁶ 一般に，犯罪事実との関連性があると思料されないものを差し押さえることは許されないが，複写すべきものの範囲にある電磁的記録は，当該電子計算機で作成・変更をしたもの等に限られていることから，通常，犯罪事実との関連性があると思料され，個々の電磁的記録について，個別に犯罪事実との関連性の有無を判断しなければならないわけではないと考えられる。もっとも，差押えの現場において，犯罪事実との関連性があると思料される電磁的記録とそれ以外の電磁的記録との区別が容易である場合には，捜査機関が，明らかに関連性がないと思料される電磁的記録を複写することは許されないと考えられる（法解説162）。

4 令状審査

ここでは、捜査機関が、例えば、贈賄被疑事件において、ある企業の営業課に勤務する被疑者が作成したファイルを証拠収集する目的で、被疑者が使用するパソコンを差し押さえ、さらにはそのパソコンとLANで結ばれた企業内のファイルサーバにある記録領域について、リモートアクセスによる複製の処分を行う場合を例に説明する（P29の令状記載例【LAN接続の場合】参照）。

(1) 電子計算機に対する差押えを許可できる場合であるかの審査

まず、電子計算機自体の差押えを許可できる場合であるかを審査する。ここでは、通常の差押許可状の要件として、犯罪の嫌疑の存在や関連性、「犯罪の捜査をするについて必要がある」こと（法218I）が審査の対象となる（差押えを許可できると判断した場合は、後記(2)のリモートアクセスによる複製の処分を認めるか否かの判断を待たずして、電子計算機自体の差押許可状の発付要件は整うことになる。）。

設例をもとにすると、捜査機関が、客観的な証拠（被疑者と収賄側の関係や贈賄の動機が明らかになるような文書など）の収集のために、被疑者が業務で使用するパソコンの差押えを請求し、これを許可する場合が考えられる。

(2) リモートアクセスによる複製の処分に関する審査

ア 令状請求書の「複製すべきものの範囲」欄に記載された記録媒体がリモートアクセスによる複製の処分の対象となるかの審査

次に、電子計算機の差押えを許可できると判断した場合に、令状請求書の「複製すべきものの範囲」欄に記載された記録媒体が、法218条2項の要件を満たしたものであるかを審査する。

すなわち、①当該記録媒体が差押対象物である電子計算機と電気通信回線で接続している蓋然性があるか、②収集目的である電磁的記録が当該記録媒体に保管されている蓋然性があるか、③当該記録媒体が差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消

去をすることができることとされている電磁的記録⁷を保管するために使用されている蓋然性がある⁸か、について審査することになる。

①については、設例をもとにすると、例えば、被疑者の自白や企業の他の従業員の供述などにより、又はそれらがなくとも被疑者が勤務する企業の規模などの客観的な状況から、各従業員が使用するパソコンとLANで結ばれたファイルサーバが存在し、被疑者が使用するパソコンから被疑者のIDでアクセスできる領域があると認められる場合もあろう⁹。

②については、この設例では、目的とする証拠が被疑者と企業の関係や贈賄の動機に係る電磁的記録であり、通常は、このような電磁的記録が被疑者のパソコン内だけでなく、被疑者がアクセスでき得るファイルサーバの記録領域にも保管されている蓋然性が認められるともいえるであろう。

③については、この設例では、被疑者がアクセスでき得るファイルサーバの記録領域には、同人が自ら作成又は変更した電磁的記録や、同人の権限において変更又は消去することができるものとされている電磁的記録が保管されていることの蓋然性が認められるともいえるであろう。

以上のように、令状請求書の「複写すべきものの範囲」欄に記載された記録媒体が、リモートアクセスによる複写の処分の対象となる記録媒体であるかを審査の上、同処分を認めるかどうかの判断をすることとなろう。

なお、差し押さえるべき物が、例えば「本件に関連するパーソナルコンピュータ」であるときは、被疑者以外の第三者が使用するパソコンも差押えの対象となり得る。このような場合、リモートアクセスによる複写の処分につき、差

⁷ 「当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録」とは、差押対象物たる電子計算機を用いて変更又は消去をする権限（事実上のものも含まれるが、単に技術的に変更・消去が可能な状態であるに過ぎない場合は含まれない）が認められている電磁的記録をいう（法解説161）。

⁸ 法218条2項の「保管するために使用されていると認めるに足りる状況にある」とは、当該電子計算機の使用状況等に照らし、その記録媒体が当該電子計算機で作成・変更した電磁的記録等を保管するために使用されている蓋然性が認められることをいう（法解説161）。

⁹ 被疑者のパソコンと接続するメールサーバやリモートストレージサーバについてリモートアクセスによる複写の処分を行う場合は、具体的な供述がなくても、電子メールやリモートストレージサービスの普及状況などから、そのようなリモートアクセス先が存在する蓋然性が認められる場合も多いと思われる。

し押さえるべきパソコンのうち、特定のパソコン（被疑者使用のパソコン）からのみ認めるのか（さらには複数の利用者があり得る場合に特定の利用者についてのみ認めるのか）、それとも全てのパソコンについて認めるのかを吟味する必要がある。被疑者以外の第三者が利用する記録領域についてリモートアクセスによる複写の処分を認めることについては、より慎重な判断が求められるであろう。

また、前記(1)のとおり、リモートアクセスによる複写の処分は、差押対象物となる電子計算機の差押えが認められることが前提となるため、この前提が認められない場合（例えば、当該電子計算機自体は被疑事実と関係ないことが明らかであって、その差押えを許可すべきでない場合。）は、仮に、当該電子計算機と電気通信回線で接続している記録媒体に記録されている電磁的記録について証拠収集をすべきと考えられる場合であっても、そもそも差押許可状を発付することができないから、リモートアクセスによる複写の処分を検討する前提を欠くこととなる。このような場合、捜査機関としては、リモートアクセス先の記録媒体自体の差押許可状あるいは当該電磁的記録の保管者等を被処分者とする記録命令付差押許可状の請求を行うなどして、目的たる電磁的記録の収集を図ることが考えられる。

イ 令状請求書の「複写すべきものの範囲」欄に記載されたものが複写処分の対象として特定されているかについての審査

- ・ 電子メール（Webメールによるもの）の場合（P 2 7 参照）
- ・ リモートストレージサービスの場合（P 2 8 参照）
- ・ LAN接続の場合（P 2 9 参照）

i 「複写すべきものの範囲」の特定

- ① 差押対象物である電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であること
- ② 差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は

当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものであること

が、記載内容から明らかとなっているかを確認する。

なお、リモートアクセス先の記録媒体自体が存在する場所については、令状で特定する必要はない（例えば、メールサーバをリモートアクセス先の記録媒体とする場合においては、当該メールサーバが設置されている場所を令状で特定する必要はないこととなる。）。

ii 特定の程度

特定の程度については、特に捜査の初期の段階においては、記録媒体の詳細にまで特定するよう求めることはできないと思われるため、結局は個々の令状請求に当たっての被疑事件の内容、被処分者の立場、差押物の証拠としての価値・重要性、捜査の経過等を考慮し、実際に可能な範囲でどの程度の特定が必要かを考えて判断する必要があるといえる。

具体的な記載の在り方については、個別の事案に応じて、接続先のサーバに係るサービスの種類（メールサーバかファイルサーバか等）、アクセスのためのID、記録媒体のうち記録領域の利用方法（フォルダによるファイルの分類）等によって定められることになると考えられる（法解説167）。

iii 「差し押さえるべき物」が複数ある場合

令状請求書の「差し押さえるべき物」が複数存在する場合、リモートアクセスによる複写の処分がどの差押対象物に係るものか、「複写すべきものの範囲」において明確にする必要がある。

なお、差し押さえるべき物が例えば「本件に関連するパーソナルコンピュータ」であるときは、複数のパソコンが差押えの対象となることが想定される。そのうち、一部のパソコンについてリモートアクセスによる複写の処分を認める場合には、そのことが明確になるように記載する必要がある。

例えば、被疑者の使用するパソコンについてのリモートアクセスによる複写の処分を認める場合は、令状の「複写すべきものの範囲」の欄に、以下のような記載をすることが考えられる。

(記載例)

差し押さえるべき電子 計算機に電気通信回線 で接続している記録媒 体であって、その電磁 的記録を複写すべきも のの範囲	(差し押さえるべき物のうち被疑者が使用するパーソナルコ ンピュータについて)
--	--

ウ 留意点

令状請求書に記載されているリモートアクセスによる複写の範囲については、記載事項が不明確な場合や記載される用語の理解が困難な場合も考えられる。

このような場合には、裁判官において、請求者と面談するなどして、どのような電磁的記録の収集を目的として、どのような記録媒体の範囲についてリモートアクセスによる複写の処分を考えているのかについて、よく確認する必要がある。その上で、そもそもこの処分を認めるのか、認めるとしてどの範囲で認めるのかを慎重に判断し、「複写すべきものの範囲」については、上記ア及びイで述べた点に留意しつつ、上記処分を認めた範囲に限定されていることが明らかとなるように、適切に令状に記載すべきである。

(3) 令状審査におけるその他の留意点

ア 他の法律の差押えにおける準用の可否

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（71条1項7号）に基づく差押え及び国際捜査共助等に関する法律（8条2項）に基づく差押えについては、刑事訴訟法の規定が準用されるからリモートアクセスによる複写の処分を行うことができるが、国税犯則取締法（2条）、関税法（121条）、出入国管理及び難民認定法（31条）などに基づく差押えでは、刑訴法218条2項が準用されていないため、同処分を行うことはできない。

イ リモートアクセス先の記録媒体が他国の領域内にある場合

裁判所や捜査機関が他国に所在する記録媒体に直接アクセスして電磁的記録を複写することが、当該他国の主権を侵害するか否かについての国際的に統一した見解はなく、サイバー犯罪に関する条約32条¹⁰においても、限られた場合を除いて、どのような場合にリモートアクセスによる複写の処分が許されるかを明示していない。そのため、法218条2項の処分により、他国の領域内にある記録媒体から電磁的記録を複写した上で差し押さえることができるか否かについては、一概に述べることは困難である¹¹。もっとも、リモートアクセス先が他国の領域内にあることが判明した場合において、サイバー犯罪に関する条約32条により許されている場合に該当しないときは、当該他国の主権との関係で問題を生じる可能性もあることから、この処分を行うことは差し控え、当該他国の同意を取り付けるか、捜査共助を要請することが望ましいと考えられている（法解説159）。

ウ リモートアクセス先の記録媒体を探す行為

差押えの執行者が差押対象物の電子計算機を操作してリモートアクセス先の記録媒体を探す行為は法102条の「搜索」には当たらないため¹²、差押対象物である電子計算機についての搜索の必要がない場合は、搜索差押許可状ではなく、差押許可状を発付すべきこととなる。

¹⁰ サイバー犯罪に関する条約32条は、①他国に所在する記録媒体のデータが公に利用可能な蔵置されたものである場合、②コンピュータ・システムを通じてそのデータを開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合には、締約国が他の締約国の許可なしに、そのデータにアクセスすること（又は受領すること）ができるとする。

¹¹ 令状審査の段階においては、通常はリモートアクセス先の記録媒体の詳細が明らかとなっていないことから、リモートアクセス先の記録媒体が国内にあることまでの疎明を求める必要はないと思われる。

¹² リモートアクセス先の記録媒体を探す行為は、これまでの複数存在するパソコンから被疑事実と関連性のあるパソコンを特定するためにパソコンを起動してハードディスク内を見る行為と同様に、法111条1項の「必要な処分」として行うことが可能と思われる。

5 令状の作成・点検・発付

(1) 令状の記載事項

令状には、電子計算機の差押（搜索差押）許可状に必要な記載事項のほかに、リモートアクセスによる複写の処分を認めるための記載事項として、

「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」

を記載しなければならない（記載例P27～P29）。

搜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。	
搜索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
差し押さえるべき電子 計算機に電気通信回 線で接続している記 録媒体であって、そ の電磁的記録を複写 すべきものの範囲	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	裁判所 裁判官
請求者の官公職氏名	

法219Ⅱ（新設）、
法218Ⅱ（新設）

(2) 令状の点検・発付

令状に記載された事項の点検、裁判官の押印・契印・庁印の確認を行った後、令状請求事件簿に結果等を記載し、請求者に令状を交付する（要受領印）。

なお、リモートアクセスによる複写の処分は、差し押さえるべき物が電子計算機の場合に認められるものであるから、令状の点検に当たっては、「差し押さえるべき物」の欄に、当該電子計算機が記載されているかをしっかり確認する。

(3) リモートアクセスによる複写の処分を認めるべきでないと判断した場合の措置

リモートアクセスによる複写の処分を認めず、電子計算機の差押えのみを許可する場合は、電子計算機の差押えを許可する旨を記載した令状を発すれば足りる。令状様式中に「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」欄が存在する場合には、当該箇所に斜線を引くことが相当である。また、裁判官の判断により、令状請求書の欄外に、法218条2項による処分を行わない旨を記載して裁判官が押印するという取扱いも考えられる（令状事務237）。

なお、令状請求者が、電子計算機の差押許可状の請求は維持しつつ、リモートアクセスによる複写の処分のみの撤回を求めてくる場合も想定されるが、その場合は、令状請求者に請求書にその旨を記載してもらうことが考えられる。

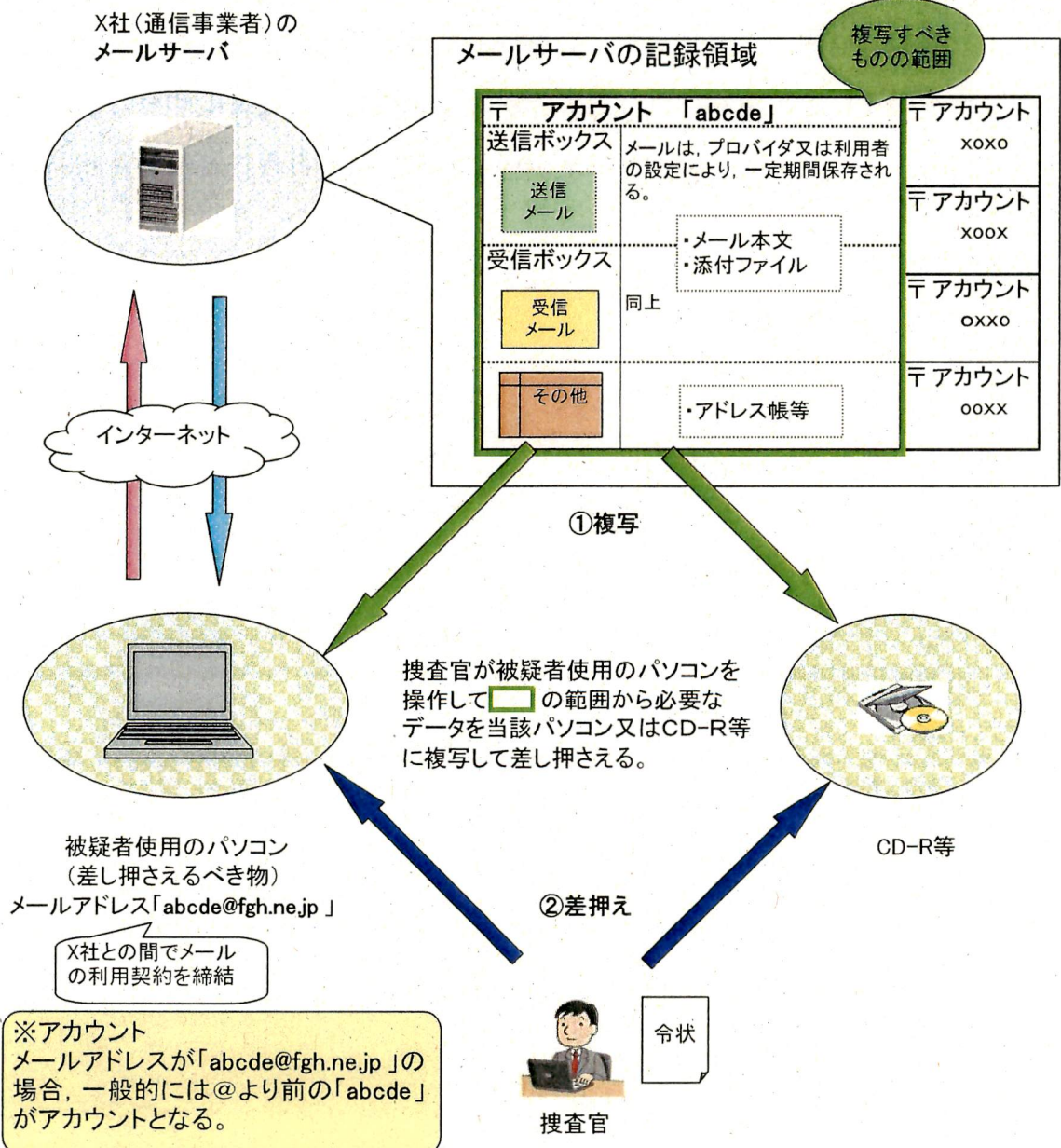
【記載例】「電磁的記録を複写すべきものの範囲」 1/3

【電子メール（Webメールによるもの）の場合】

差し押さえるべき電子
計算機に電気通信回線
で接続している記録媒
体であって、その電磁
的記録を複写すべきも
の範囲

Webメールサービスのサーバの記録領域であって、被
疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域

例えば、覚せい剤取締法違反被疑事件において、覚せい剤の売買に関する被疑者の送受信メー
ルを収集しようとするもの



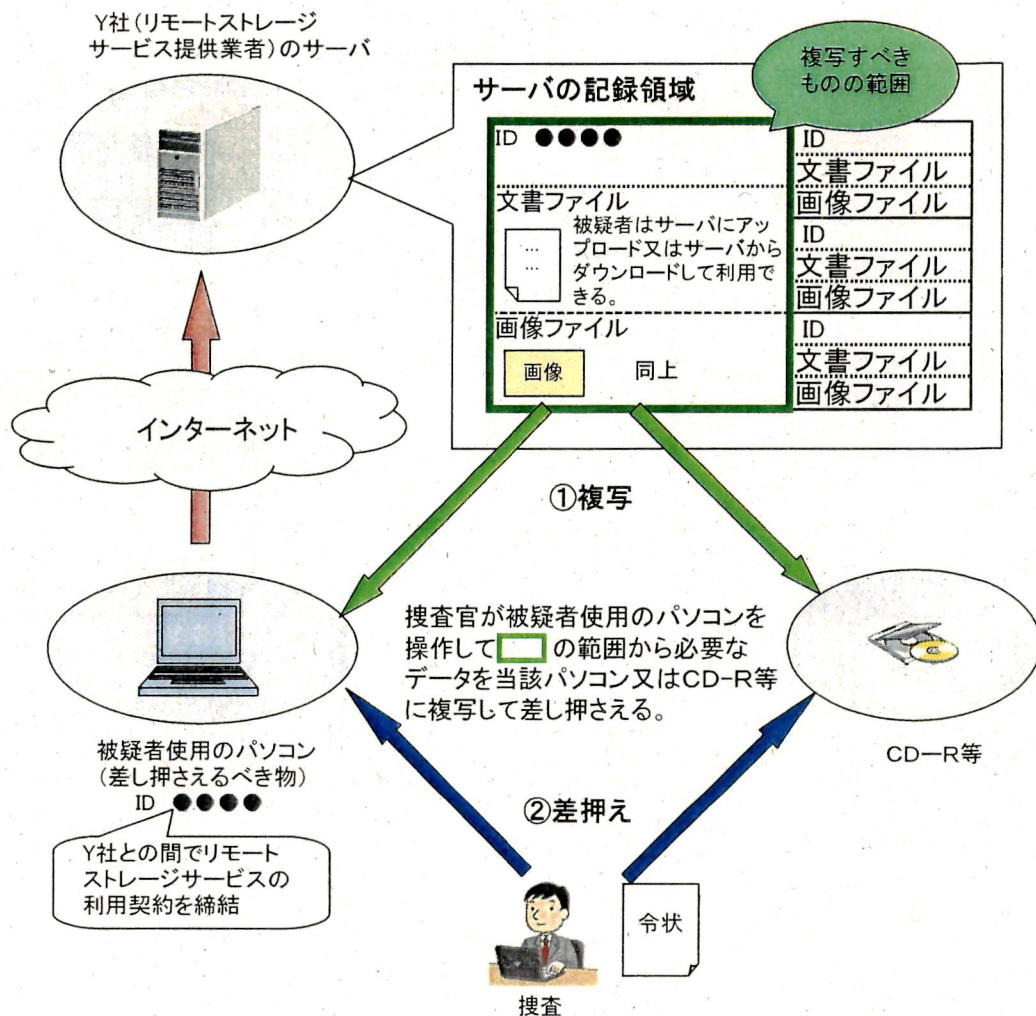
【記載例】「電磁的記録を複写すべきものの範囲」 2/3

【リモートストレージサービスの場合】

差し押さえるべき電子
計算機に電気通信回線
で接続している記録媒
体であって、その電磁
的記録を複写すべきも
のの範囲

リモートストレージサービスのサーバの記録領域で
あって、差し押さえるべきパーソナルコンピュータにイ
ンストールされているアプリケーションソフトに記録され
ているIDによりアクセス可能な記録領域

例えば、児童ポルノの画像データや上記データ作成に関するメモをリモートストレージサー
ビスのサーバ内に保管している場合において、これら電磁的記録を収集しようとするもの



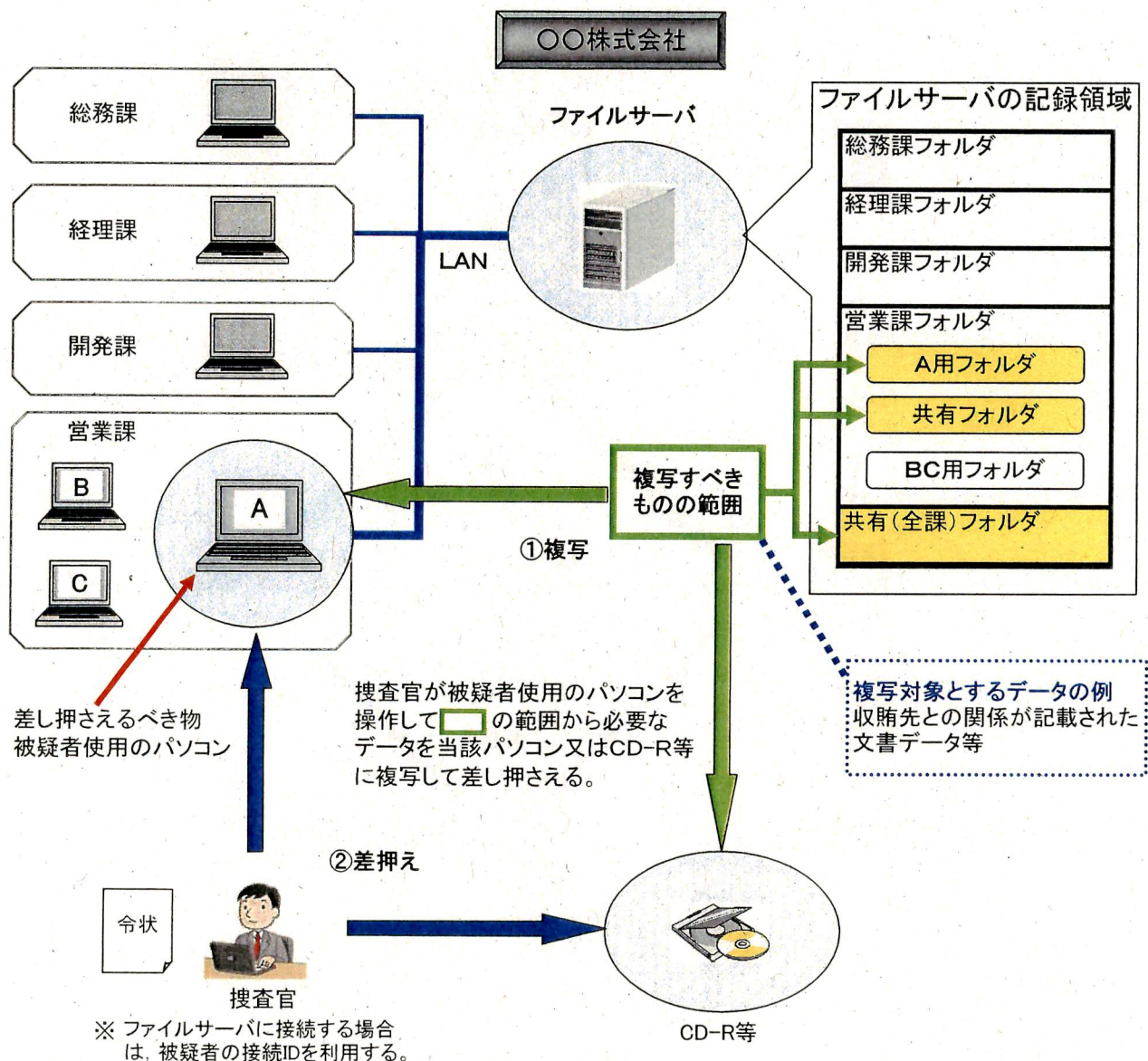
【記載例】「電磁的記録を複写すべきものの範囲」 3/3

【LAN接続の場合】

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

差し押さえるべきパーソナルコンピュータにLANで接続しているファイルサーバの記録領域であって、被疑者のIDによりアクセスすることができ、かつ、上記パーソナルコンピュータで作成若しくは変更をした電子ファイル又は上記パーソナルコンピュータで変更若しくは消去することができることとされている電子ファイルを記録するために使用されている記録領域（営業課の職員がファイルを記録するために使用している領域に限る。）

例えば、贈賄事件において、ある企業の営業課の職員が、同人が使用するパソコンを用いて同社に設置されているファイルサーバ内に収賄先との関係や贈賄の動機に関する文書を保管している場合において、これら電磁的記録を収集しようとするもの



IV その他

準抗告の可否について

記録命令付差押え（㉔）、電子計算機の差押えにおける電気通信回線で接続している記録媒体からの電磁的記録の複写の処分（リモートアクセスによる複写の処分）（㉕）、記録媒体の差押えにおける電磁的記録の複写、印刷、移転の処分（法110条の2による処分）（㉖）については、文言上、法430条の「押収に関する処分」にあたる。

この点、「押収に関する処分」に対して準抗告が認められている趣旨が、捜査機関が行う処分により財産上の不利益を被った者を特別に保護する点にあると考えたときには、被処分者が用意した記録媒体にこれらの処分を行った場合には被処分者は記録媒体の占有を奪われており、捜査機関が用意した場合でも㉖のうち移転の処分を行った場合には被処分者は電磁的記録に係る権利を奪われているから、財産上の不利益を被ったとして準抗告の対象となり得るのに対し、捜査機関が用意した記録媒体にこれらの処分（㉖の移転の処分を除く。）を行った場合には被処分者は財産上の不利益を被っていないことから、基本的に準抗告の対象とならないという考え方もある（法解説146）。

他方で、被処分者が実際に物の占有や電磁的記録に係る権利が奪われていないとしても、実質的にみれば、捜査機関が電磁的記録を複写等して差し押さえてその内容を自由に検討できる状態にしていることから、「押収に関する処分」として準抗告の対象とし、差し押さえた記録媒体の廃棄又は引渡を命ずることができるという考え方もあり得る（最決平2.6.27刑集44・4・385¹³における藤島昭裁判官の補足

¹³ 最高裁決定は、捜査機関が搜索差押えをするにあたって差し押さえるべき物に該当しないものを写真撮影したことについて、検証としての性質を有するから「押収に関する処分」にあらず、準抗告の対象とならないとした。

意見¹⁴参照)。

したがって、捜査機関が用意した記録媒体に㊤ないし㊤の処分(㊤については移転の処分を除く)を行った場合について、準抗告の対象とするか否かについては、上記最高裁決定の解説(最高裁判所判例解説刑事篇平成2年度83頁)を参考としつつ、慎重に検討した上で判断する必要があるだろう。

¹⁴ 補足意見は、物の外形のみの写真撮影に止まらず、例えば、日記帳やメモの内容を逐一撮影するような場合について、「このような行為を容認してしまうことは、適正な刑事手続を確保するという観点から問題があるように思われる。」とした上で、「実質的にみれば、捜査機関が日記帳又はメモを差し押さえてその内容を自由に検討できる状態に置いているのと同じであるから、写真撮影という手段によって実質的に日記帳又はメモが差し押さえられたものと観念し、これを『押収に関する処分』として刑訴法430条の準抗告の対象とし、同法426条2項によりネガ及び写真の廃棄又は引渡を命ずることができる」とする考え方もあり得よう」としている。

記録命令付差押許可状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

年 月 日 生

被疑者に対する

被疑事件

について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。

記 録 さ せ 又 は 印 刷 さ
せ る べ き 電 磁 的 記 録

電 磁 的 記 録 を 記 録 さ せ
又 は 印 刷 さ せ る べ き 者

有 効 期 間

平成 年 月 日まで

有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この
場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当
裁判所に返還しなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名
及 び 年 齢

年 月 日 生

被疑者に対する

被疑事件

について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

差し押さえるべき物

差し押さえるべき電子
計算機に電気通信回線
で接続している記録媒
体であつて、その電磁
的記録を複写すべきも
のの範囲

有 効 期 間

平成 年 月 日まで

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

請 求 者 の 官 公 職 氏 名

捜 索 差 押 許 可 状

被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり搜索及び差押えをすることを許可する。	
捜 索 す べ き 場 所 , 身 体 又 は 物	
差 し 押 さ え る べ き 物	
差 し 押 さ え る べ き 電 子 計 算 機 に 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し て い る 記 録 媒 体 であって、その電磁 的 記 録 を 複 写 す べ き も の の 範 囲	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により搜索又は差押えに着手することができない。この場 合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁 判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

用語集

用語	意味
アカウント	コンピュータや通信サービスを利用できる資格や権利のこと、または利用する際に必要なIDのこと
アップロード	通信回線を通じて端末機が保有するデータをサーバに転送すること
アプリケーション	特定の仕事をするための機能を有するコンピュータ・プログラム 例：ワープロソフト(Word)、表計算ソフト(Excel)、データベースソフト(Access)
インストール	ソフトウェアをコンピュータに導入する作業
グループウェア	一定のグループ内での共同作業を円滑に行うための各種の支援機能をもったソフトウェアの総称
サーバ	複数のコンピュータ間で共有しているデータやプログラムを保存したり、パソコンや携帯電話といった端末機に対してWebサイトの閲覧や電子メールの送受信などの通信サービスを提供するためのコンピュータ
ダウンロード	通信回線を通じてサーバが保有するデータを端末機に転送すること
ドメイン名	IPアドレスを「www.●●●●(伏せ字).co.jp」のように文字に置きかえたもの
ファイルサーバ	文書や画像が記録された電子データを複数のコンピュータ間で共有し、外部から利用できるようにするサーバ
(インターネットサービス)プロバイダ	契約者に対してインターネットへの接続を行ったり、Webサイトの閲覧や電子メールの送受信などの通信サービスの提供を行う通信事業者
ホスト名	一般的にドメイン名全体のことをいうが、ドメイン名のうち、「(ドット)」で区切られた左端の部分(「www.●●●●(伏せ字).co.jp」の場合は「www.」の部分)をいう場合もある。
メールアドレス	郵便の場合の住所のように電子メールの宛先を示すもの 例：「abcde@fgh.ne.jp」
メールサーバ	電子メールの送受信専用のサーバ
メールボックス	電子メールを保存しておくために、メールサーバ内に設けられた一定の領域
リモート・アクセス	ある端末機と通信回線で結ばれた遠隔地にある端末機のファイルやデータにアクセスしてデータの記録、更新、管理などの処理をすること
リモート・ストレージ・サービス	インターネットを利用して手元のコンピュータのデータを遠隔地のサーバに保存できるサービス。オンライン・ストレージ・サービスともいう。
BD	音楽やコンピュータのデータを記録しておくことのできる光ディスクで、DVDよりも容量が大きいもの。ブルーレイディスクの略称
CD	音楽やコンピュータのデータを記録しておくことのできる光ディスク
CD-R	パソコンなどを使って一度だけデータの書き込みができるCDで、書き込んだデータの変更や消去ができないもの
CD-ROM	パソコンなどで使用するデータを記録したCDで、読み出しのみができるもの
CD-RW	パソコンなどを使ってデータの書き込みや消去が何度もできるCD
DVD	音楽やコンピュータのデータを記録しておくことのできる光ディスクで、CDよりも容量の大きいもの
DVD-R	パソコンなどを使って一度だけデータの書き込みができるDVDで、書き込んだデータの変更や消去ができないもの
DVD-RW	パソコンなどを使ってデータの書き込みや消去が何度もできるDVD
FTP	サーバと端末機との間でデータを効率よく転送するサービス。ファイル・トランスファー・プロトコルの略称 (使用例) ①ソフトウェア等の大容量のデータを各端末機に配布する場合 ②Webページの制作者がサーバにデータをアップロードする場合
IPアドレス	インターネットに繋がっているコンピューター一台一台に対し、「123.45.67.89」などと割り振られた固有の識別番号

ID	利用者がシステムを使うときに本人であることを示すための登録符号。一般にはIDを入力した後、それに対応するパスワードを入力することで、はじめてそのシステムを使い始めることができるようになる。
LAN	同じ建物や敷地の中など比較的近い距離のコンピュータを接続するネットワークのこと。ローカル・エリア・ネットワークの略称
RAM	データの書き込みと読み出しができる記憶装置
ROM	データの読み出しのみができる記憶装置
USBメモリ	パソコンに接続して使用する小型の記憶装置
WAN	離れた場所にあるLAN同士を結んだネットワーク。ワイド・エリア・ネットワークの略称
Webサイト	複数のWebページを一つにまとめてインターネット上で公開しているもの
Webブラウザ	Webサイトを閲覧するためのソフトウェア 例 インターネットエクスプローラー
Webページ	インターネット上で公開されている文書データ。文字の他にも画像や音声、動画のデータも埋め込むことができる。
Webメール	Webブラウザで利用することができる電子メール。全てのメッセージをネットワーク上のサーバで管理している。